区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）における
ＨＩＶ検査及び相談実施要領

（目的）

第１条　この要領は、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）におけるＨＩＶ検査及び相談を実施することで、市民の利便性を高め、エイズの感染拡大と潜在化を防止し感染者の早期発見に努めることを目的とする。

（実施場所）

第２条　実施場所は、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）とする。

（実施日時及び受付時間）

第３条　実施日時は平日の午前もしくは午後とする。

２　受付時間は、受検者のニーズに配慮し、８時３０分から１７時１５分の開庁時間の中で区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）がそれぞれ設定する。

３　イベント検査として６月の検査週間や１２月の世界エイズデーに合わせて夜間や土日の日程を設定できる。

（対象者）

第４条　対象者は、ＨＩＶ検査の受検を希望する者とする。

（実施内容）

第５条　検査は、無料かつ匿名とし、予約制とする。

２　スクリーニング検査は即日検査もしくは通常検査を行う。即日検査の結果が陽性となった場合は確認検査を実施する。

３　従事者は受検者に対し、個別問診を行う。その結果、必要と認められる受検者に対してＨＩＶ検査を実施する。問診時には、ＨＩＶ検査の説明をし、ＨＩＶ検査実施の同意を得る。

４　受検者のプライバシーに配慮した対応をする。

５　検査に関する書類は、その取扱いに十分注意し、５年間保管する。

（通常検査実施方法）

第６条　検査申込書等、検査に関わる様式は区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）と健康福祉局保健医療政策部〔感染症対策〕（以下「感染症対策担当」という。）との間で協議して定める。

２　検査については以下のとおりとする。

（１）抗原・抗体同時スクリーニング検査を実施する。

（２）検査申込書の控えに検査結果の返却日時等の必要事項を記載し、受検者に交付する。

３　抗原・抗体同時スクリーニング検査業務等を実施する者は、本市と契約を締結している事業者とし、確認検査は実施しない。

４　結果告知については以下のとおりとする。

（１）原則として、医師が行う。

（２）受検者は検査申込書の控えと引換えに結果を知ることができる。なお検査申込書の控えがない受検者の対応は、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）で協議する。

（３）抗原・抗体同時スクリーニング検査で陽性者が判明した場合はエイズ治療拠点病院の医療機関受診を勧める。告知は医師が行いカウンセリング等との調整について事前に感染症対策担当と協議する。

（即日検査実施方法）

第７条　検査申込書等、検査に関わる様式は区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）と感染症対策担当との間で協議して定める。

２　検査については以下のとおりとする。

（１）ＨＩＶ抗原・抗体迅速検出キットによる検査を実施する。

（２）検査申込書の控えに検査結果の返却日時等の必要事項を記載し、受検者に交付する。

３　スクリーニング検査は、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）が実施し、確認検査は神奈川県衛生研究所が実施する。

４　結果告知については以下のとおりとする。

（１）原則として、医師が行う。

（２）受検者は検査申込書の控えと引換えに結果を知ることができる。なお検査申込書の控えがない受検者の対応は、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）で協議する。

　確認検査で陽性者が判明した場合、告知は医師が行いカウンセリング等との調整について事前に保健医療政策部担当課長〔感染症対策〕と協議する。

（３）確認検査で陽性者が判明した場合はエイズ治療拠点病院の医療機関受診を勧める。告知は医師が行いカウンセリング等との調整について事前に感染症対策担当と協議する。

（実績報告）

第８条　区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）は、検査及び相談の実施件数その他必要な事項について、検査及び相談を実施した月の翌月に感染症対策担当に報告する。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要事項は保健所支所長が定める。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から改正施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から改正施行する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から改正施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正前の区役所保健福祉センターにおけるＨＩＶ検査及び相談実施要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年３月１日から施行する。